

2015年9月1日 改定

## 【軽微な変更の取り扱い】

「軽微な変更」は、当該変更に係る工事に着手する前に確認審査を受ける必要がないものとして、その範囲を規則第3条の2に示したものです。よって、確認後に軽微な変更があった場合は、変更後直近の中間検査又は完了検査の際に軽微な変更の内容を示し、検査を受けることとなります。変更後は可能な限り速やかに事前報告を願います。

### 「軽微な変更」の取り扱いについて

「軽微な変更」の取り扱いは以下①～⑤に該当する場合を原則とします。

- ① 施行規則第3条の2各項各号に該当すること。
- ② 確認済のものに対する変更であること。
- ③ 確認済のものに対して「危険及び有害の度が高くないもの」であること。
- ④ 建築基準関係規定に明らかに適合する範囲であること。
- ⑤ 全体的に構造計算をやり直す必要がないものであること。

### 「軽微な変更」に関する相談について

「軽微な変更」に該当するものか「計画変更」に該当するか判断に疑問を生じた場合には、早めに意匠、構造、設備各担当者および確認検査員にご相談ください。変更の概要についてヒアリングさせていただき、変更内容を確認いたします。

(簡単な内容であれば、電話でもご相談に応じます。)

相談に来られる際は、事前に各担当者又は担当確認検査員までご連絡ください。

打合せ日時をあらかじめ調整させていただきます。

相談に来られる際は、打合せ資料として、変更前の図面、変更箇所、変更概要が分かる資料をお持ちください。

## 「軽微な変更説明書に必要な書類及び作成要領」

### 軽微な変更に必要な書類

軽微な変更に必要な書類は、以下のとおりです。当社HPよりダウンロードしてお使いください。

- ① 軽微な変更説明書（TBTC第9-1号様式）正副2部
- ② 申請図面（必要に応じて）正副2部
- ③ 委任状（TBTC第25-1号様式）1部

建築士法上必要な資格を有する代理人が申請する場合には委任状が必要です。

### 軽微な変更説明書作成要領

- ① 軽微な変更説明書・・・申請者又は代理者の記名と押印をしてください。  
意匠、構造、設備別に①、②、③・・・の連番をつけて変更項目をまとめて記載願います。
- ② 申請図面・・・変更前の図面は、確認審査時の審査済印のある副本をA3版に縮小コピーして変更部分を青で囲ってください。変更箇所が2ヶ所以上ある場合は囲った部分に①、②、③・・・の連番で記載願います。変更箇所の番号はリスト表と整合性をとるようにしてください。変更前の図面には「変更前」と記載願います。変更図面には「変更後」と記載し、通し番号をつけてください。1枚目の図面には合計枚数の記入をお願いします。
- ③ 委任状・・・確認申請時に一括して委任を受けている場合はその委任状の写しで代用できます。

### 軽微な変更説明書の受理手続（事前報告時の場合）

報告図書等が全て整った時点で提出していただき、受付日とさせていただきます。「軽微な変更」と認められる場合は、提出いただいた軽微な変更説明書の副本に受付印を押したものをお返しいたします。

本説明書は、検査申請書（中間・完了）の第三面【確認以降の軽微な変更の概要】のイ、ロを補完する軽微な変更説明書（H19国交告示835号）として取り扱います。

## 【軽微な変更の参考とあらかじめの検討について】

参考 安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものを軽微な変更とする。

(規則3条の2の適用)

変更事項	軽微な変更	号	計画変更
道路幅員・接道の長さ	増加	1	減少
敷地面積・境界線	増加	2	減少
建築物の高さ	減少(最低限度が定められている場合を除く)※	3	増加
階数	減少※	4	増加
建築面積	減少(最低限度が定められている場合を除く)※	5	増加
床面積	減少(最低限度が定められている場合を除く)※	6	増加
用途の変更	類似の用途相互間	7	左記以外
天井の高さ・構造	排煙規定対象以外のもの	11	左記以外
壁・間仕切	構造部材、防火上主要なものを除く	10	左記以外
防火材料	同等、又は同等以上の材料への変更	12	左記以外
開口部の位置、大きさ、種類	最高、換気の有効な面積の減少・避難関連の開口部の変更等以外※	14	左記以外
擁壁	構造面積、高さの減少※	4, 6	左記以外
浄化槽	位置の変更	15	左記以外

上記は法令上の例ですが、判断に疑問が生じたら意匠、構造、設備各担当者及び確認検査員にご確認ください。 ※構造計算をやり直す必要がないこと

### 「あらかじめの検討」について

建築計画の変更見込み事項についてあらかじめ検討をした上で確認審査を受けた場合は、当該変更見込み事項の内容の範囲内で施工が行われている限り、当該変更見込み事項に係る計画の変更の確認の手続きは必要ありません。

「あらかじめの検討」については、適切な時期に確定事項を意匠、構造、設備各担当者および確認検査員に報告のうえ「あらかじめの検討説明書」の書式を表紙にして提出してください。検査申請時には中間検査申請書 **1 2 欄** 及び完了検査申請書 **1 1 欄** にあらかじめの検討の確定内容をお書きください。

2015年9月1日 改定

## 【軽微な変更説明書記載例】

TBTC第9-1号様式

### 軽微な変更説明書

直前の（確認・中間検査）を受けた日以降に建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、下記の通り報告します。この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
平成 年 月 日					
株式会社 東京建築検査機構 代表取締役社長 小林 勝一 様					
申請者氏名 (代理人)					
印					
記					
(1) 物件名称					
(2) 確認年月日・番号		平成 年 月 日		第TBTC 号	
(3) 検査対象		<input type="checkbox"/> 中間検査		<input type="checkbox"/> 完了検査	
(4) 軽微な変更の概要		※変更内容が表記しづらい場合は、図面（申請添付図書以外）に表記してください。			
	変更 図面番号	変更 箇所番号	変更前 の内容	変更後 の内容	施行規則第3条の2 第1項の該当する号数 他
意 匠			図面内の変更の箇所又は 範囲を明示し連番を 付けて下さい。		下記表の号数を記入 して下さい。
	構 造		意匠・構造・設備に分 けて記載して下さい。		
設 備					
※規則3条の2の適用					
1号	道路幅員・接道長さ	6号	床面積の合計の減少	11号	天井の材料、構造、位置の変更
2号	敷地面積の増加	7号	用途の変更(類似用途)	12号	建築物の材料、構造の変更
3号	高さの減少	8号	基礎杭、二次部材の位置変更	13号	井戸の位置変更
4号	階数の減少	9号	構造耐力上主要な部分	14号	開口部の変更(イ・ロ・ハ・ニを除く)
5号	建築面積の減少	10号	構造耐力上主要な部分以外の部分	15号	建築設備の材料、位置又は能力
※受付欄		(注意)			
事前報告時					
		①※印のある欄は記入しないでください。 ②本書式には変更事項を箇条書きにまとめ、添付図書には変更箇所がわかるように番号を記入して下さい。 ③変更後の図書には、設計者印を押印して下さい。 ④代理者が届出を行う場合は、委任状を添えて提出して下さい。 ⑤中間検査申請時もしくは完了検査申請時に本書を添付する場合は、押印を省略することができます。 ⑥建築計画概要書第二面及び第三面の表記に変更が生じる場合は、建築計画概要書を提出して下さい。			

20150901

2015年9月1日 改定

## 【あらかじめの検討説明書記載例】

TBTC第9-5号様式

### あらかじめの検討説明書

下記について直前の確認を受けた日以降にあらかじめの検討内容に基づく変更がありましたので、当該変更の確定内容を下記の通り報告します。		
平成 年 月 日		
代理人		印
記		
(1) 物件名称		
(2) 確認番号	建築物・昇降機・工作物	第TBTC 号
(3) 軽微な変更の概要		
(4) 添付図書リスト		

- 注1) (3) には変更の概要を項目ごとに箇条書きしてください。
- 注2) (4) には添付図書等の名称と記載内容をまとめてください。
- 注3) (4) において、内容が書ききれない場合は別添に記載してください。